

5月のごみ収集日について(お知らせ)

5月のごみ収集日予定表【祝日により収集日が変更になる地区がありますので、ご注意ください。】

地区名	越河 齋川 大平	大鷹沢 白川 小下倉	大鷹沢田中	福岡 小原	市街東北本線 東側	鷹巣	市街東北本線 西側
ペットボトル (第1)	1日(火)	7日(月)	11日(金) (第2金曜に変更)	10日(木) (第2木曜に変更)	11日(金) (第2金曜に変更)	7日(月)	2日(水)
紙類 (第2)	8日(火)	14日(月)	18日(金) (第3金曜に変更)	17日(木) (第3木曜に変更)	18日(金) (第3金曜に変更)	14日(月)	9日(水)
びん類 (第2・第5)	8日(火)	14日(月)	18日(金) (第3金曜に変更)	17日(木) (第3木曜に変更)	18日(金) (第3金曜に変更)	14日(月)	9日(水) 30日(水)
缶・プラスチック (第3)	15日(火)	21日(月)	25日(金) (第4金曜に変更)	24日(木) (第4木曜に変更)	25日(金) (第4金曜に変更)	21日(月)	16日(水)
もやせないごみ (第4)	22日(火)	28日(月)	29日(火) (第5火曜に変更)	31日(木) (第5木曜に変更)	29日(火) (第5火曜に変更)	28日(月)	23日(水)
もやせるごみ	火・金	月・木	月・木	月・水・木	火・水・金		
	1・8・11 15・18 22・25 29	3・7・10・14・17 21・24・28・31	3・7・10 14・17 21・24 28・31	2・7・9・10・14 16・17・21・23 24・28・30・31	1・2・8 9・11・15 16・18・22 23・25・29 30		

不忘・川原地区のもやせるごみは、毎週水曜日に収集します。 問 生活環境課 ☎22-1314

祝日による収集日の変更について

「もやせるごみ」の収集について

5月3日(木)、4日(金)は祝日のため収集は行いませんので、ごみは出さないようお願いします。
ただし、「大鷹沢」「白川」「小下倉」「福岡」「小原」の各地区に限り、もやせるごみだけを5月3日(木)に臨時収集いたしますので、お間違えのないようごみを出してください。

資源ごみ等の収集日の変更について

福岡・小原地区の方は5月3日(木)は祝日のため以下のように変更になります。
 ペットボトル 5月10日(第2木曜)に変更して収集します。
 紙類・びん類 5月17日(第3木曜) 〃
 缶・プラ類 5月24日(第4木曜) 〃
 もやせないごみ 5月31日(第5木曜) 〃
 市街東北本線東側地区及び大鷹沢田中地区の方は5月4日(金)は祝日のため以下のように変更になります。
 ペットボトル 5月11日(第2金曜)に変更して収集します。
 紙類・びん類 5月18日(第3金曜) 〃
 缶・プラ類 5月25日(第4金曜) 〃
 もやせないごみ 5月29日(第5火曜) 〃
 越河・齋川・大平地区の方は、5月29日(第5火曜)が他の地区の収集日となるため、びん類の収集は5月8日(第2火曜)のみとなります。

「家電リサイクル法」施行に伴う引き取りの協力小売業者について(追加)

広報しろいし4月号で、引き取りの協力小売業者を紹介しましたが、下記業者にも協力いただけることになりました。

店名	代表者	住所	電話	主取り扱いメーカー
(資)山田時計店	山田慶一	白石市城北町2-1	26-2833	ソニー・ナショナル
ベスト電器ハル・ヤオチュウ カウボーイ店	福原敏治	〃 大平森合字森合沖83	24-3655	ソニーほか
ベストワンチェーン ライフケア・たかはし	高橋信雄	〃 郡山字小森下35-6	24-1636	サンヨーほか

地籍調査を行います

地籍調査は、一筆ごとの土地について、所有者の立ち会いのもとで地番、地目、境界を調査し、面積を測定します。
白石市では昭和55年度から調査が始まり小原、白川全地区および福岡地区の一部、大鷹沢地区の一部が調査を終えています。



本年の調査区域は、大鷹沢三沢字居合ほか17字の土地を、6月中旬から11月ごろまでの予定で調査を実施いたしますので、土地所有者各位のご協力をお願いいたします。
問 地籍調査室 ☎22-1257 (白石市農林振興センター内)

身体障害者介護等支援サービス事業を開始します

「福祉などのサービスを受けた」「仕事がしたい」「友達がほしい」「外出したい」...
このような身体障害者の方々の日常生活のさまざまな悩みや、希望していることを、介護等支援専門員(ケアマネージャー)が親身になって相談しながら、実現に向けての手助けをします。
相談は無料です。また、この事業において知り得た個人に対する秘密は絶対に漏らすことはありませんので、お気軽にご利用ください。
詳しくは、次のところまでご連絡ください。(この事業は白石市から宮城県不忘園に委託して実施します。)
問 福祉事務所社会福祉係 ☎22-1400
身体障害者療養施設 宮城県不忘園 ☎25-3518

行政相談委員の委嘱

平成13年4月1日付けで、総務大臣より次の方が行政相談委員に委嘱されました。
猪股三郎氏 (白石市郡山字荒屋敷12・8) ☎25-3974
山口貞子氏 (白石市八幡町3・6) ☎25-9604
行政相談委員の仕事は、役所の仕事について、困っていること、納得がいかないこと、要望することなどについての相談を受けることが主な役目です。
相談は無料で秘密は守りますので、お気軽にご相談ください。
問 生活環境課 ☎22-1314

学校の施設を利用される皆さんへ:登録手続きを

市内小中学校の体育館・校庭・武道館を利用しようとする団体は、使用を始める前に教育委員会に登録をしなければなりません。市内に在住・勤務・在学(必ず責任者として成人が含まれていること)の会員10名以上で登録してください。
登録申請は、利用しようとする学校へお願いします。
問 教育委員会社会教育課 ☎22-1343

そこが知りたい老人保健

Q 老人保健制度で医療機関にかかるとき、病院、診療所などによって支払う自己負担金は違つのですか?
A 基本的に病院は、かかった医療費の1割負担、診療所は、1割負担または定額負担のどちらかになっていきます。詳しくは左の表のとおりです。
「入院時一部負担金限度額適用・食事標準負担額減額」認定証の更新についてのお知らせ
左の表のとおり、入院した場合、住民税非課税世帯の方は、申請に
より医療費の自己負担金及び食事代(標準負担額)が減額されます。課税の有無は、毎年6月半ばごろ決定されるため、認定証の有効期限は5月31日までとなっております。引き続き減額認定証が必要な方は、6月12日から29日までの間に保険課(健康センター)で手続きを行ってください。
なお、継続の方以外でも該当すると思われる方は、随時ご相談ください。
問 保険課老人保健係 ☎22-1361

外来のとき	入院のとき					
<table border="1"> <tr> <td>病院</td> <td>定率1割負担 上限は、次のとおりです。 200床未満の病院 3,000円/月 200床以上の病院 5,000円/月</td> </tr> <tr> <td>診療所</td> <td>1日につき800円(月4回まで)または定率1割負担(上限3,000円/月)のどちらかを各診療所が選択 一部負担金の支払い方法は、各診療所に掲示してあります。</td> </tr> </table>	病院	定率1割負担 上限は、次のとおりです。 200床未満の病院 3,000円/月 200床以上の病院 5,000円/月	診療所	1日につき800円(月4回まで)または定率1割負担(上限3,000円/月)のどちらかを各診療所が選択 一部負担金の支払い方法は、各診療所に掲示してあります。	<table border="1"> <tr> <td>【院外処方の場合】~病院及び定率制の診療所~ 医療機関と薬局でそれぞれ定率1割負担 上限は、次のとおりです。 ・病院・診療所 医療機関に1,500円/月+薬局に1,500円/月 ・200床以上の病院 医療機関に2,500円/月+薬局に2,500円/月</td> </tr> </table>	【院外処方の場合】~病院及び定率制の診療所~ 医療機関と薬局でそれぞれ定率1割負担 上限は、次のとおりです。 ・病院・診療所 医療機関に1,500円/月+薬局に1,500円/月 ・200床以上の病院 医療機関に2,500円/月+薬局に2,500円/月
病院	定率1割負担 上限は、次のとおりです。 200床未満の病院 3,000円/月 200床以上の病院 5,000円/月					
診療所	1日につき800円(月4回まで)または定率1割負担(上限3,000円/月)のどちらかを各診療所が選択 一部負担金の支払い方法は、各診療所に掲示してあります。					
【院外処方の場合】~病院及び定率制の診療所~ 医療機関と薬局でそれぞれ定率1割負担 上限は、次のとおりです。 ・病院・診療所 医療機関に1,500円/月+薬局に1,500円/月 ・200床以上の病院 医療機関に2,500円/月+薬局に2,500円/月						
	<table border="1"> <tr> <td>定率1割負担 上限は、次のとおりです。 ・一般 37,200円/月 ・住民税非課税世帯等の食事負担 24,600円/月 ・一般 1日780円 ・住民税非課税世帯 1日650円(長期500円)</td> </tr> </table>	定率1割負担 上限は、次のとおりです。 ・一般 37,200円/月 ・住民税非課税世帯等の食事負担 24,600円/月 ・一般 1日780円 ・住民税非課税世帯 1日650円(長期500円)				
定率1割負担 上限は、次のとおりです。 ・一般 37,200円/月 ・住民税非課税世帯等の食事負担 24,600円/月 ・一般 1日780円 ・住民税非課税世帯 1日650円(長期500円)						